

令和7年第12回日進市農業委員会議事録

開催日時	令和7年12月26日 16時00分
招集の場所	日進市役所 本庁舎 第1会議室
出席委員	会長 1番 市川 豊 会長 委員 2番 岩本 直美 委員 3番 福岡 幹弘 委員 4番 牧 正行 委員 5番 水野 俊弘 委員 7番 武田 住男 委員 8番 山本 裕子 委員 9番 萩野 淑子 委員 10番 萩野 章 委員 11番 尾関 洋子 委員 推進委員 浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員 伊藤 修 委員 堀之内 済 委員 村瀬 勝美 委員 宮島 一人 委員
欠席委員	6番 曽根 大祐 委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 岡部 功 書記 青山 侑嗣 書記 田宮 信輔

付 議 事 項	議案第 1 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
	議案第 2 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
	専決第 1 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
	専決第 2 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	専決第 3 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
	専決第 4 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
	その他	農地を農業用施設に使用する届出書について 生産緑地のあっせん願いについて

開会	(16 : 00)	
	事務局長	定刻になりましたので、只今より令和7年第12回農業委員会を開催させていただきます。
	議長	それでは、会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いいたします。 ▲挨拶 議案に入る前に本日の議事録署名者は3番、4番の両名ですでのお願いいたします。
	事務局	本日の会議に傍聴の申し出はございますか。
	議長	本日の会議には傍聴の申し出はございませんでした。 それでは議案に入ります。
	事務局	では始めに議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
		議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」1ページをご覧ください。 番号4番の自己用住宅として建築するものについて説明します。 場所は、議案書2ページをご覧ください。 申請地は日進中学校の西に約100メートルの位置に所在する1筆で、登記地目、現況地目ともに畠で、面積は428m ² です。
		申請者は現在、市内の集合住宅で夫と2人で暮らしておりますが、今後の家族計画を考える上で現在の住宅では手狭であるため、申請地に、一戸建て住宅の建築を計画したものです。
		申請者には申請地以外に自己所有地が無く、やむを得ず申請地を選定したものです。
		排水については、汚水雑排水は浄化槽で処理した後、申請地東側の道路側溝へ放流をする計画となっております。
		申請地は、令和7年8月の農業委員会で農振除外の申し出についてご審議いただき、除外手続き中です。
		農地法第4条第6項第1号の農地区分については、2種農地と判断されます。第2号の代替性については申請地近辺に代替する土地がなく、転用可能であると判断されます。
		第3号から5号についての各要件についても事務局で確

		認し支障ありません。 議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の説明は以上です。 ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
	議長	議案第1号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。
	委員	申請地の形状が歪だが、このような形状か。
	事務局	申請地は議案書のとおりの形状です。分筆前の面積が500m ² 以上であったため、このような形状で分筆をしたものです。また、残地は申請者ご本人が耕作をしていくとのことです。
	議長	他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。
		議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。
		(挙手をする)
	議長	全員賛成ということで、議案第1号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」については、原案のとおり可決とします。
		続きまして、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
		それでは、事務局から説明をお願いします。
	事務局	議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」3ページをご覧ください。
		番号20番の駐車場として利用するものについてご説明いたします。
		申請地の場所につきましては、議案書4ページをご覧ください。
		申請地は南部保育園の西に約350メートルの位置に所在する1筆で、登記地目は田、現況地目は公衆用道路で、面積は87m ² です。
		申請者は現在、申請地の道路を挟んで南西に位置する歯科医院を経営しております。
		現在、歯科医院敷地内に十分な駐車スペースが確保出来ておらず、来院者用駐車場に従業員が駐車をしている現状があります。また、混雑する時間帯では来院者が詰込み駐車

をしており安全面で支障をきたしております。

そこで、土地所有者である日進市に払い下げを相談したところ、農振除外及び農地転用許可見込みを条件に払い下げの見込みありとの回答を得られたことから、歯科医院から近く、防犯面に優れ効率よく活用が出来る申出地をやむをえず選定したものになります。

排水については、砂利を敷き、表面水は自然浸透させ、周囲の農地に対する影響のない計画となっています。

申請地は、令和7年8月の農業委員会で農振除外の申し出についてご審議いただき、除外手続き中です。

農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である、3種農地と判断されますので支障ありません。

第2号から第5号についての各要件についても、事務局で確認し支障ありません。

続きまして、番号21番の排水路として利用しているものについてご説明いたします。

申請地の場所につきましては、議案書5ページをご覧ください。

申請地は梅森保育園の南東に約180メートルの位置に所在する1筆で、登記地目、現況地目ともに畠で、面積は2.04m²です。

申請法人は、現在、申請地南側に店舗を建築しておりますが、当該地を諸官庁の許可を得ず、排水路として利用していたことから、違反状態を是正するために、始末書を添付し農地転用の許可申請がされたものです。

権利の種類については、所有権移転となります。

第5条第2項第1号の農地区分について、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。

第2号から第5号についての各要件についても、事務局で確認し支障ありません。

続きまして、番号22番の進入路として利用するものについてご説明いたします。

申請地の場所につきましては、議案書6ページをご覧ください。

	<p>申請地は東部保育園から南に約 100 メートルの位置に所在し、地目、現況ともに田で、面積は 52.00 m²です。</p> <p>申請者は現在、市外で家族4人で暮らしておりますが、今後の家族計画を考える上で現在の住宅では手狭であるため、申請地北側の宅地に、一戸建て住宅の建築を計画したものです。</p> <p>しかし、該当地は道路に面していない為、接道要件が取れず、申請地を宅地への通路として利用することで接道要件を満たすことができるため、やむを得ず申請地を選定したものです。</p> <p>排水については、申請地北側の排水路へ放流する計画となっております。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である、3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号から第5号についての各要件についても、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>続きまして、番号23番の事務所敷地として利用するものについてご説明いたします。</p> <p>申請地の場所につきましては、議案書7ページをご覧ください。</p> <p>申請地は愛知東邦大学日進グラウンドから西に約 350 メートルに所在する計2筆で、登記地目、現況地目ともに田で、合計面積は 1,940 m²です。</p> <p>申請法人は、昭和25年に設立、本社は東京都文京区に所在し、主に建設工事の施工及び請負を行っております。</p> <p>今回、申請法人は中日本高速道路株式会社による日進JCTから東名三好IC間の高速道路拡幅工事を受注しており、当該事業区域に近く効率的な活用が可能であることから、工事事務所用地として利用するため、本申請に至ったものです。</p> <p>なお、本申請は一時転用であるため、一時転用期間終了日までに農地に復元する計画となっております。</p> <p>また、農振農用地区域内ですが、一時転用であるため、農用地区域からの除外の手続きは必要ありません。</p> <p>排水については、事業地内を囲う形で排水路を設け、沈砂</p>
--	--

		<p>地を経由して既設排水路へ放流する計画と、周囲の農地への影響はない計画となっております。</p> <p>第5条第2項第1号の農地区分について、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号から第5号についての各要件についても、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明は以上です。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>議案第2号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。</p>
議長		
委員		番号22番について、以前も申請がなかったか。
事務局		過去に申請があったのは、西側隣接地であり、本申請とは別の案件です。
委員		過去に申請があった案件の拡大ということか。
事務局		拡大ではなく、申請地北側での住宅建築に伴う進入路としての申請です。
委員		番号20番の西側隣地については、同一所有者か。
事務局		西側隣地は同一所有者ではありませんが、本申請の譲受人が駐車場として利用しており、本申請地として一体利用する計画です。
委員		番号22番の案件について、境界は明示されているか。
事務局		境界杭を設置する計画です。
議長		他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。
		議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。
		(全員挙手)
議長		全員賛成ということで、議案第2号については、原案のとおり可決とします。
事務局		続きまして、専決について、事務局より報告を願います。 (事務局より報告。専決について一括で報告。)
		・農地法第3条の3第1項の規定による届出 3件
		・農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1件
		・農地法第5条第1項第6号の規定による届出 10件

	議長	・農地法第18条第6項の規定による通知 4件 専決について、何かご意見・ご質問等はございますか。 ご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。 続きまして、その他について、事務局より報告を願います。 (事務局より報告。)
	事務局	・農地を農業用施設に使用する届出書について ・生産緑地のあっせんについて
	議長	その他について、何かご意見・ご質問等はございますか。 ご意見・ご質問等がないようですので、その他については、終わります。 それでは、本日の議案につきましてはすべて終了しましたので、以上をもちまして、令和7年第12回農業委員会を終了させていただきます。
	(16:31)	

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議事録署名者 3番委員
議事録署名者 4番委員